

「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」  
のフォローアップ調査（第4回）結果  
及び今後の取り組みについて

2024年3月21日



## I. 自主行動計画2023年度フォローアップ調査結果

- (1)概要..... P.2
- (2)発注側..... P.3
- (3)受注側..... P.7

## II. 今後の取り組み..... P.11

## III. [参考]下請Gメンヒアリング結果..... P.12

### [付1]自主行動計画2023年度フォローアップ調査

- 主要設問・回答一覧..... P.13

### [付2]下請適正取引の推進に向けた自主行動計画

- (2023年9月20日改定)..... P.27

### [付3]「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン

- (2023年9月20日策定)..... P.31

# I. 2023年度フォローアップ調査結果 (1)概要

## 1. 「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」の策定・改定の経緯

- 下請中小企業振興法「振興基準」に基づき、会員企業による下請適正取引の推進のため、2019年11月に策定。
- 2022年度までに2度改定（2021年9月、2022年9月）。  
※改定内容  
2021年9月：知的財産の保護等を追加。  
2022年9月：①コスト上昇分の価格協議に遅滞なく応じること、②約束手形の利用廃止年、③パートナーシップ構築宣言の実施を促す取組等について記載。
- 2023年9月に改定（P.27参照）。下請Gメンのヒアリング結果を踏まえた中小企業庁の指摘事項等を反映し、①コスト上昇があった場合、サプライチェーン全体に配慮して十分な協議を実施すること、②利益提供要請の際の十分な配慮、③取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮すること等について記載。なお、自主行動計画に記載があるものの、下請Gメンのヒアリング等においてその徹底が不十分である実態が指摘された事項について、自主行動計画の「徹底プラン」を策定（P.31参照）。
- 2020年度以降、毎年フォローアップ調査を実施。

## 2. フォローアップ調査 (第4回)

- 調査期間：2023年10月23日～11月30日
- 調査内容：価格決定方法の適正化、支払条件の改善、働き方改革の影響等（P.12-25 自主行動計画2023年度フォローアップ調査主要設問・回答一覧 参照）
- 調査企業：日本製紙連合会会員企業31社  
※うち1社は子会社分(3社)も一括して調査しているため、調査票発送は28社。
- 回答企業：23社（実質26社）、回答率：82.1%（23/28） [前年度75.0%]
- 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第19回取引問題小委員会（2024年3月8日）にて本結果を報告。なお、同小委員会では、中小企業庁より、下請Gメンヒアリング（2023年4～12月）の結果について業種横断的な説明があった（P.12参照）。

### <概観> ※調査対象は、下請法対象外の取引も含む。

#### 発注側

- ① 価格の決定方法に関し、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格の変動については、「全て反映」と「概ね反映」の合計で8割以上、労務費も同合計で8割近くを占め、経済産業省所管49団体の平均よりも高い結果となった。
- ② 原価低減要請について、全社（23社）が「不合理な原価低減要請は行っていない」と回答。
- ③ 支払条件については、「全て現金払い」が回答22社中18社。手形等での支払いがある4社の場合、サイトは、「60日以内」が1社、「120日以内」が3社となっている。

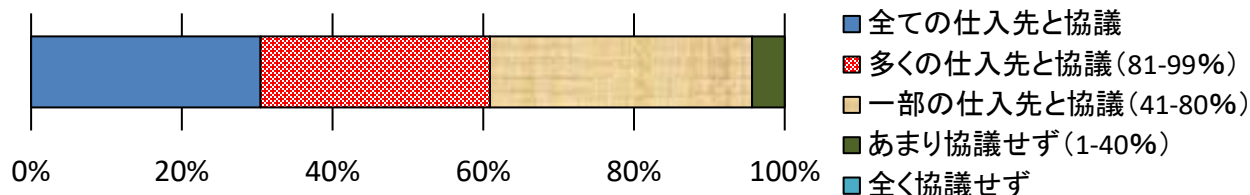
#### 受注側

- ① 価格の決定方法について、コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格とも、「全て反映」と「概ね反映」の合計が全体の過半となっており、経済産業省所管49団体の平均に比べ高い。
- ② 原価低減要請について、全社（13社）が「不合理な原価低減要請は受けたことはない」と回答。
- ③ 支払条件は、「全て現金払い」の比率が6割を占めるが、「全て手形等の支払い」の企業も存在。

# I. 調査結果 (2) 発注側：価格決定方法の適正化

## 【価格決定時の協議】

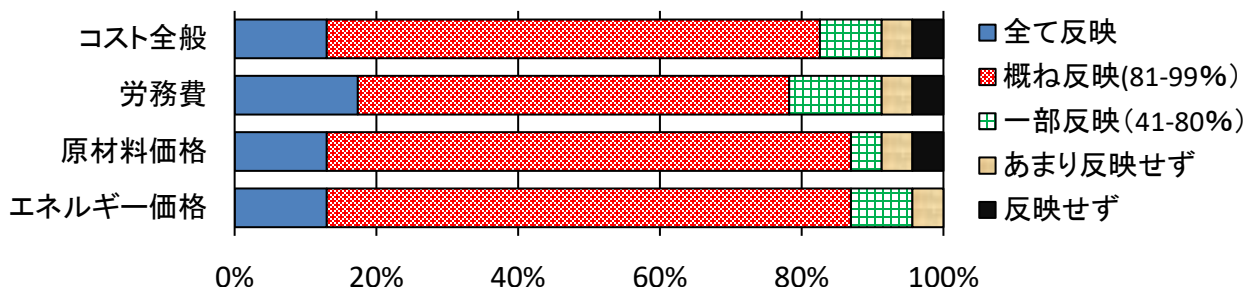
設問 [発注側] 3. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先（発注先）の理解を得られるような十分な協議の実施状況



- 「全ての取引先と協議」「多くの取引先と協議」の合計で約6割。「全く協議せず」はゼロ。

## 【コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

設問 [発注側] 9. 2023年度に適用する単価の決定・改定について、直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）のコスト増加分の反映状況



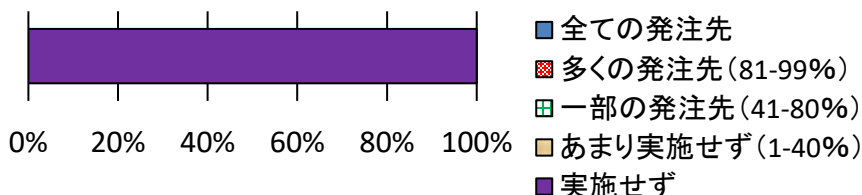
- 「全て反映」と「概ね反映」という回答の合計は、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格の変動に関しては全体の8割以上となっており、労務費についても8割近い。前年度と概ね同水準。
- 経済産業省所管全団体及び紙・紙加工全体との比較は右表の通り。製紙は全団体平均に比べ、各項目とも「全て反映」「概ね反映」合計の比率が高い。

「全て反映」「概ね反映」の割合 (%)

	全体 (15業種 49団体)	紙・紙加工	
		紙・紙加工	製紙 (製紙連)
コスト全般	75	89	83
労務費	64	78	78
原材料価格	79	92	87
エネルギー価格	73	82	87

## 【原価低減要請】

設問 [発注側] 16. 直近1年間の仕入先（発注先）に対する不合理な原価低減要請の実施状況



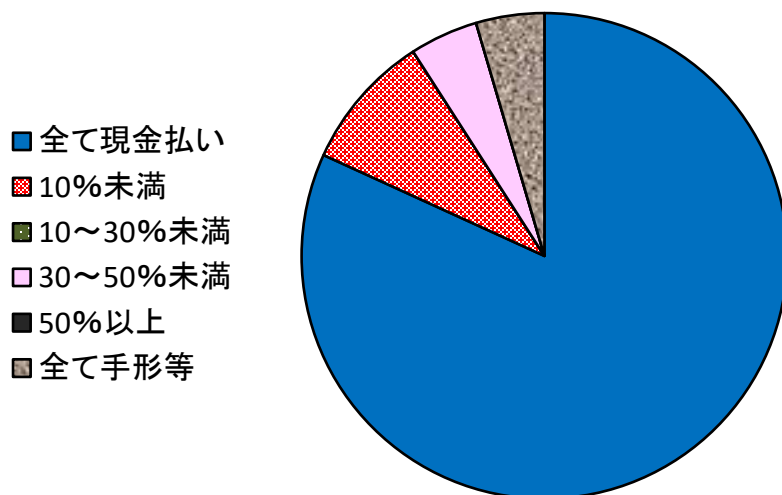
- 全社（23社）が「不合理な原価低減要請は行っていない」と回答

# I. 調査結果 (2)発注側：支払条件の改善

## 【現金比率】

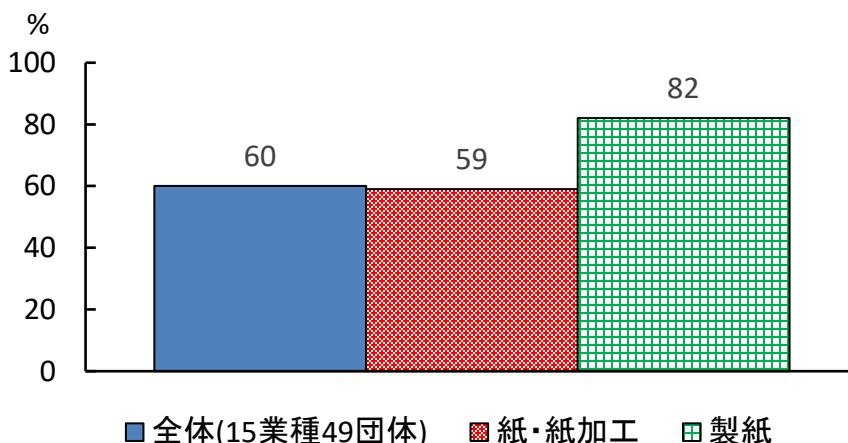
設問 [発注側] 22. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合、その割合

※「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含む



- 回答企業22社中、18社が「全て現金払い」、「10%未満」が2社、「30-50%未満」が1社、「全て手形等の支払い」が1社となっており、前年度に比べ現金払化が進展した。  
[前年度は、回答企業20社中、「全て現金払い」が15社、「30-50%未満」が3社、「手形等が50%以上」と「全て手形等の支払い」が各1社]
- 「全て現金払い」の割合について、自主行動計画制定49団体の平均及び紙・紙加工全体との比較は下図の通り。製紙（日本製紙連合会）は全団体平均に比べ、「全て現金払い」の割合が高い。

設問[発注側]22 「全て現金払い」の割合

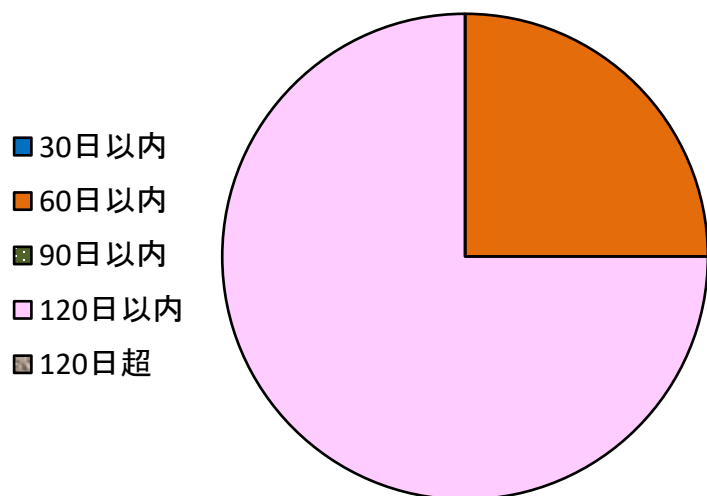


# I. 調査結果 (2)発注側：支払条件の改善

## 【手形サイト】

設問 [発注側] 23. 下請代金を手形等で支払っている場合のサイト

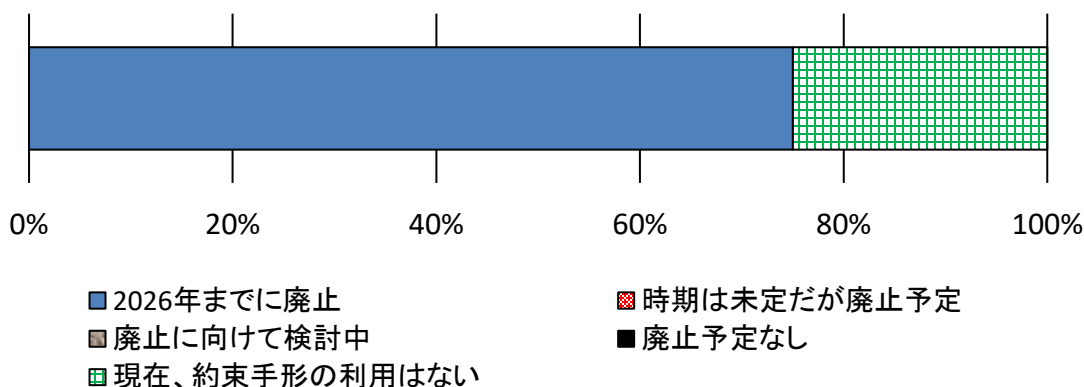
※発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答



- 発注側の立場で手形等での支払いがある4社の手形サイトは、「60日以内」が1社、「120日以内」が3社となっており、前年度にあった「120日超」という回答（1社）はなくなった。
- 60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、60日以内に変更する予定があるか（設問 [発注側] 24）については、「時期は未定だが変更予定」が3社となっている。

## 【約束手形の利用廃止】

設問 [発注側] 26. 下請代金の支払いについて、約束手形の利用廃止予定



- 発注側の立場で手形等での支払いがある4社について、約束手形の利用廃止予定は、「2026年までに利用を廃止する予定」が3社、「現在、約束手形の利用はない」が1社となっており、「廃止予定はない」と回答した企業はない。

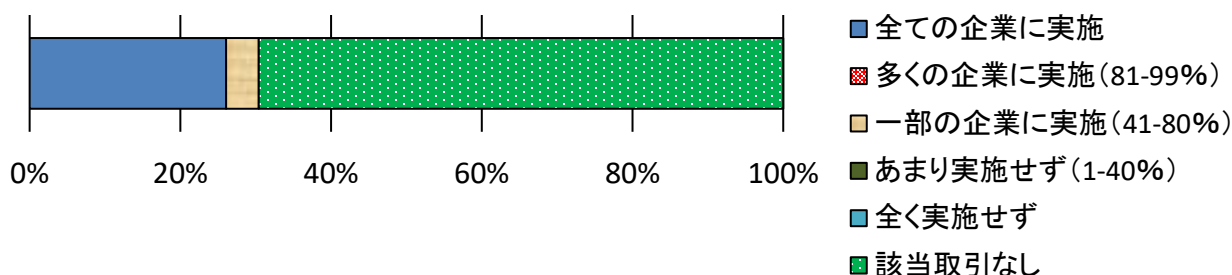
# I. 調査結果 (2) 発注側：知的財産／働き方改革

## 【知的財産】

設問 [発注側] 28. 直近1年間で、知的財産権等\*を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施したか

<取組> 仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない／仕入先の知的財産の無断使用を行わない／仕入先の知的財産の対価の否定を行わない／仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない／仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない／仕入先の知的財産の流出を行わない

\* 知的財産権等：知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む）

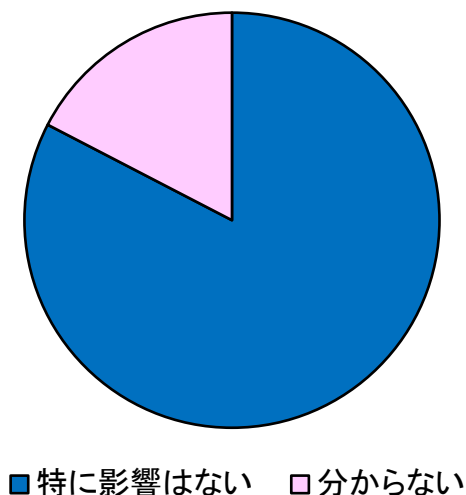


- 知的財産権等を含む取引については、「該当する取引なし」とする回答が多いが、取引があった企業7社のうち6社は、「全ての企業に対し適切な取組を実施した」と回答している。

## 【働き方改革】

設問 [発注側] 30. 働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対しどのような影響があったか

※「特に影響はない」のほか、「急な仕様変更への対応の増加」、「短納期での発注の増加」等から複数回答

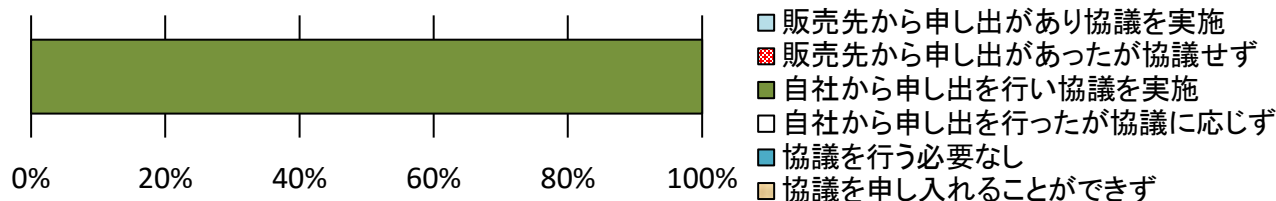


- 働き方改革の影響については、回答23社中19社が「特に影響はない」、4社は「分からない」と回答。

# I. 調査結果 (3) 受注側：価格決定方法の適正化

## 【価格決定時の協議】

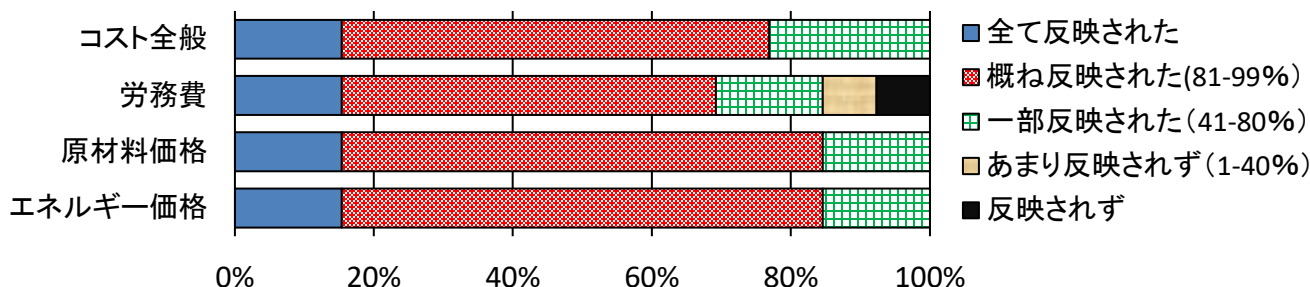
設問 [発注側] 4. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じたか [コスト全般の変動について]



- 回答企業全社（13社）が「自社から申し出を行い協議を実施」したとしている。

## 【コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

設問 [受注側] 8. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況



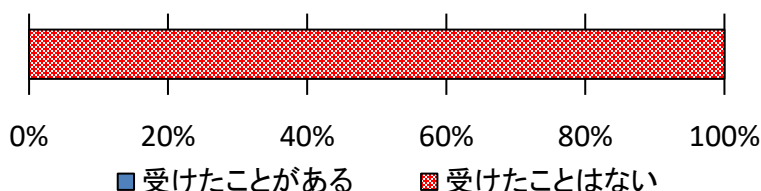
- 「全て反映された」と「概ね反映された」の合計が、コスト全般、原材料価格、エネルギー価格の変動に関しては全体の8割前後、労務費については7割弱となっている。前年度は各項目とも「一部反映」以下が過半を占めていたので、本年度は前年度に比べ価格転嫁が進展した。
- 製紙は全団体平均に比べ、各項目とも「全て反映された」「概ね反映された」合計の割合が高い。

「全て反映された」「概ね反映された」の割合 (%)

	全体 (15業種 49団体)	紙・紙加工	
		製紙 (製紙連)	
コスト全般	45	65	77
労務費	30	41	69
原材料価格	57	82	85
エネルギー価格	46	47	85

## 【原価低減要請】

設問 [受注側] 12. 取引金額が最も大きい販売先から直近1年間で不合理な原価低減要請を受けたことがあるか



- 回答13社全てが「受けたことはない」と回答。



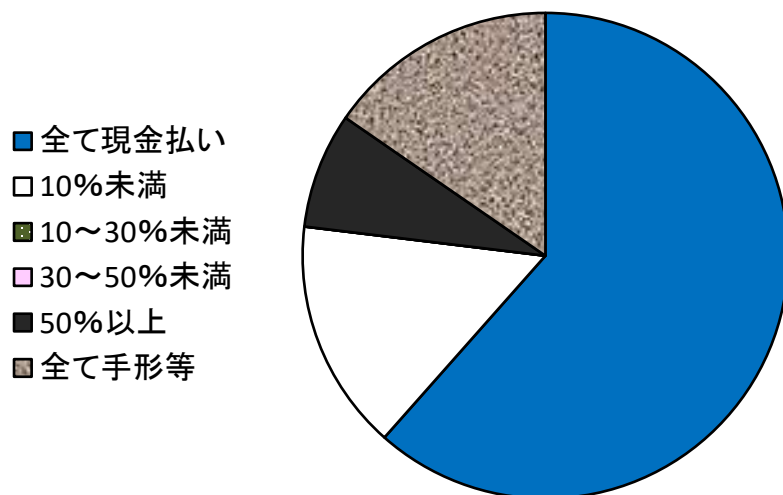
# I. 調査結果 (3) 受注側：支払条件の改善

## 【現金比率】

設問 [受注側] 17. 下請代金を手形等で受け取っている場合、その割合はどれくらいか

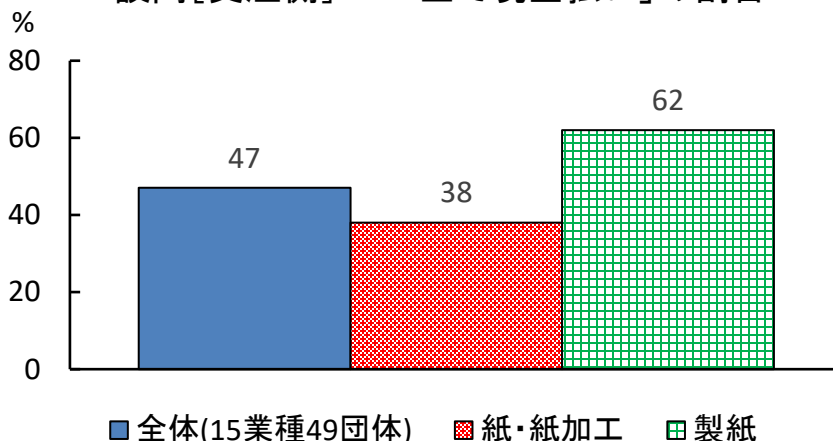
※取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭に回答

「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含む



- 回答企業13社中、「全て現金払い」が8社、「10%未満」が2社、「50%以上」が1社、「全て手形等の支払い」が2社となっており、前年度に比べ、現金比率は上昇した。[前年度は、15社中、「全て現金払い」が8社、「10~30%未満」が1社、「10%未満」、「50%以上」、「全て手形等の支払い」がそれぞれ2社]
- 「全て現金払い」の割合について、自主行動計画制定49団体の平均及び紙・紙加工全体との比較は下図の通り。製紙（日本製紙連合会）は全団体平均に比べ、「全て現金払い」の割合が高い。

設問[受注側]17 「全て現金払い」の割合

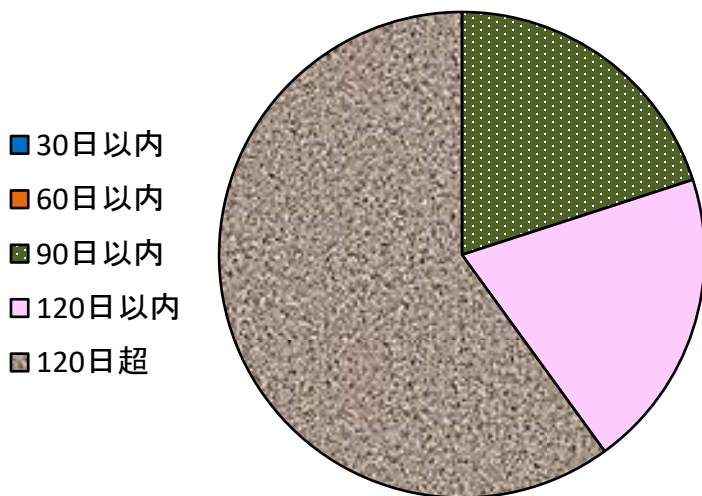


# I. 調査結果 (3) 受注側：支払条件の改善

## 【手形サイト】

設問 [受注側] 19. 取引金額が最も大きい販売先について、下請代金を手形等で受け取っている場合のサイト

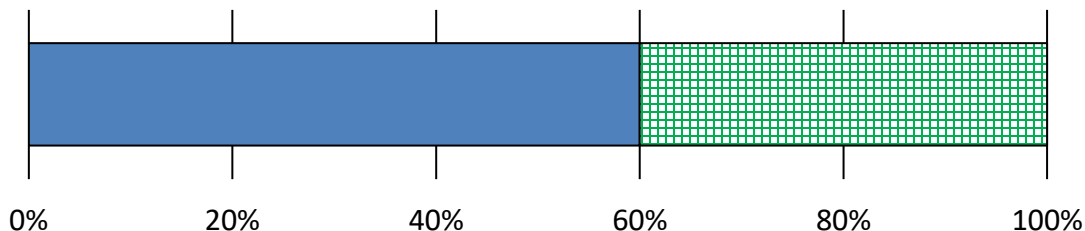
※受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答



- 回答5社のうち、「90日以内」が1社、「120日以内」が1社、「120日超」が3社となっている。  
[前年度は回答7社のうち、「90日以内」が3社、「120日以内」と「120日超」が各2社]

## 【支払い条件の変更希望】

設問 [受注側] 18. 下請代金を手形等で受け取っている場合、販売先からの受け取り方法について、現在の方法から変更を希望するか



- サイトの変更、現金への変更、共に希望
- サイトの変更のみ希望
- 現金への変更のみ希望
- 変更希望なし

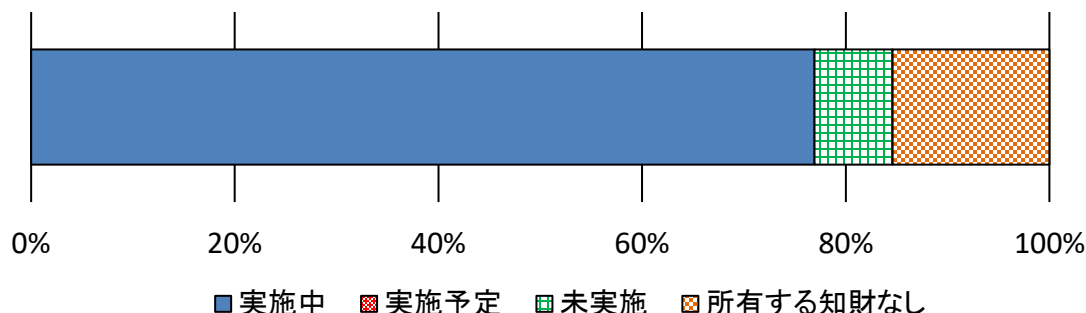
- 5社中3社は現金払化とサイト変更を共に希望。一方、2社は変更を希望せず。

# I. 調査結果 (3) 受注側：知的財産／働き方改革

## 【知的財産】

設問 [受注側] 22. 自社の保有する知的財産権等\*について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っているか

\* 知的財産権等：知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む）

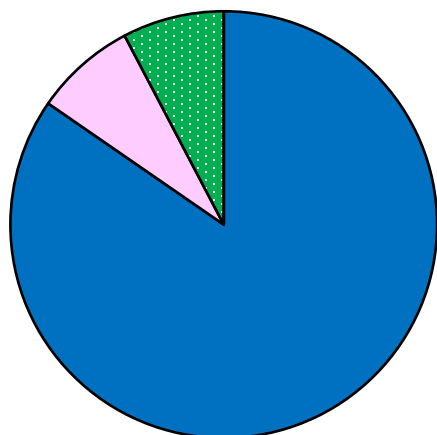


- 回答13社のうち10社が知財の管理保護を図っていると回答。「未実施」は、実施する必要性を感じないとした1社のみ。

## 【働き方改革】

設問 [受注側] 25. 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響

※「特に影響はない」のほか、「急な仕様変更への対応の増加」、「短納期での発注の増加」等から複数回答



- 販売先による働き方改革で受けた影響については、回答13社中11社が「特に影響はない」と回答。一方、「短納期での発注の増加」と「支払決済の処理のズレによる入金の遅れ」との回答がそれぞれ1社ずつあった。

- 特に影響はない
- 短納期での発注の増加
- 支払決済処理のズレによる入金の遅れ
- その他

## Ⅱ. 今後の取り組み

### 1. 自主行動計画フォローアップ調査の継続的な実施

- 次回（2024年度：本年10月頃）も全社を対象に調査するとともに、回答率の向上を図りたいので、会員企業各位にご協力をお願いしたい。

### 2. 重点課題への取り組みの継続

- 2023年度調査によれば、価格の決定方法について、コスト全般、労務費、原材料価格、エネルギー価格とも「全て反映」・「概ね反映」とする割合が高く、会員企業の取り組みは概ね進んでいると考えられる。しかし、「一部反映」以下の回答もあることから、価格転嫁促進に向け、更なる取り組みをお願いしたい。
- 支払条件について、手形等を利用している会員企業には、現金払化やサイト短縮化（60日以内）に向けた取り組みをお願いしたい。

### 3. パートナーシップ構築宣言の促進

- 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの。
- 「パートナーシップ構築宣言」未実施の企業については、同宣言実施に向け、前向きなご検討をお願いしたい。

### 4. 自主行動計画の改定

- 中小企業庁は、振興基準改定\*に向け作業中（本年3月に改定予定）。振興基準改定に伴い、中小企業庁は、自主行動計画を策定済みの各団体に対し、本年秋頃を目途とした計画改定を求めている。現段階で具体的なスケジュールは未定だが、下請適正取引の推進のため、遅滞なく改定を図っていくことが必要。

\*以下の内容が追記される模様。①適切な取引対価の決定にあたって、労務費の適切な転嫁に向けた行動を取る、②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

### 5. 法令遵守の徹底

- 取引適正化には、下請法や独占禁止法等の法令の遵守が当然の前提となる。会員企業各位には、改めてご確認の上、徹底を図っていただきたい。

### Ⅲ. [参考]下請Gメンヒアリング結果

- 2017年から下請Gメン（取引調査員）が中小企業庁と各地方経済産業局に配置され、中小企業に対し、親事業者等との間の取引実態についてヒアリングを実施している。下請Gメンは2022年度に従来の120名から248名に倍増、更に2023年1月から300人体制に増員。
- 2023年4月から12月に、下請Gメンは11,725件のヒアリングを実施。2024年3月8日の中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第19回取引問題小委員会にて、同ヒアリングに基づき、好事例と要注意事例について中小企業庁から説明があった。
- 紙・紙加工品〔発注側（取引先）の業種で分類。下請業者側の業種ではない〕について、中小企業庁では、496件の事例に基づき、好事例と要注意事例について指摘。以下、主な事例を記載する。

●：よい事例、▲：注意を要する事例。【発注側業種－受注側業種】※「紙」は紙加工を含む。

#### 【価格交渉・価格転嫁】

- 取引先の担当課長が定期的に自社を訪問するようになり、その機会を使って 価格転嫁の協議等取引に関する話し合いが定期的に行えるようになった。【紙－紙】
- ▲ 継続品価格の再見積を要求され、結果、ほとんどの商品が価格面で失注した。今後、価格転嫁の申請は言い出せないと考えている。【紙－紙】

#### 【取引条件】

- ▲ 特定月の売上の10%の支払いを要請されていたが、引き下げを自社から申入れ、変更してもらった。当該値引きは文書によらず口頭での交渉によるものであった。【紙－紙】
- ▲ 取引先には、リードタイムは2週間以内であると伝えているが、発注書面に納期が明確に記載されておらず、「即納」や「できるだけ早く」といった抽象的な記載で度々発注される状況。【紙－紙】
- ▲ 完成加工品について、取引先による引き取りが1か月後になることもあり、自社倉庫もいっぱいになる。改善要請はしているが、取引継続の為には強くは言えない。【紙－流通】

#### 【支払条件】

- ▲ 支払条件が140日（120日超）のサイトの手形である。取引当初からこの取引条件であり、特に問題視していないため、改善要望等はしていない。
- ▲ 1年ほど前に、手形から電子記録債権に変更となったが、サイトが150日と長いもの。資金繰りに困っていないため、サイト短縮に向けた交渉は考えていない。【紙－紙】
- ▲ 全ての代金から、一律で●%歩引きされる。10年以上前からであり、歩引きの始まった時期、歩引きの理由は不明である。転注を恐れて改善交渉は言い出せない。【紙－印刷】
- ▲ 取引開始当初から、毎月の請求金額から●%差引いた金額の電子記録債権での支払となっている。これは紙業界の多くで残っている慣習であり、自社も了承していることから、取引先に歩引きの廃止を要請したことはなく、今後も要請する予定はない。【紙－紙】

## [主要設問・回答一覧] 回答企業の基礎情報

\* 単位は、特記がない限り「～社」。

\* 「型管理」等、製紙と関連が薄い設問は省略した。

①取引上の地位[単一回答]	完成品メーカー	20
	1次下請	0
	2次下請	1
	3次下請	0
	4次以下の下請	0
	その他	2
②資本金[単一回答]	1,000万円以下	0
	1,000万円超5,000万円以下	3
	5,000万円超3億円以下	6
	3億円超10億円以下	1
	10億円超100億円以下	4
	100億円超	9
③従業員数 [単一回答]	5人以下	0
	5人超20人以下	0
	20人超50人以下	0
	50人超100人以下	4
	100人超300人以下	7
	300人超	12
④業種(41分類) [単一回答]	パルプ・紙・紙加工品製造業	21
	化学産業	1
	その他の製造業	1
⑤法令・取り組み等 の認知 [複数回答可]	下請代金支払遅延等防止法(下請法)	23
	下請中小企業振興法(振興基準)	16
	業種毎の下請ガイドライン	15
	業界団体による自主行動計画	20
	価格交渉促進月間(3月・9月)	16
	パートナーシップ構築宣言	18

I. 仕入先(発注先)情報

1. 常時BtoB取引のある仕入先(発注先)中小企業の数 [単一回答]	
1-99社	9
100-499社	11
500-999社	0
1,000社以上	3

2. 取引金額が最も大きい仕入先(発注先)は自社と同じ業種か [単一回答]	
同じ業種	5
違う業種	18
分からない	0

II. 価格決定方法 ※BtoB取引のある中小企業との関係

3. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先(発注先)から理解を得られるような十分な協議の実施状況 [単一回答]	
全ての仕入先(発注先)と協議(100%)	7
多くの仕入先(発注先)と協議(81-99%)	7
一部の仕入先(発注先)と協議(41-80%)	8
あまり協議せず(1-40%)	1
全く協議せず(0%)	0

4. 全ての、又は多くの仕入先(発注先)と協議を実施した場合、自社との仕入先(発注先)のどちらから協議の申入れを行う場合が多かったか [単一回答]	
自社	0
仕入先(発注先)	14
双方	8

5. 仕入先(発注先)から協議の申入れがあった場合の対応 [単一回答]	
全ての申入れに応じた(100%)	13
多くの申入れに応じた(81-99%)	8
一部の申入れに応じた(41-80%)	1
あまり応じなかった(1-40%)	0
全く応じなかった(0%)	0

6. 少なくとも一部の仕入先(発注先)と協議を実施した場合、協議を実施するに至った理由は何か[複数回答可]	
< 自社を取り巻く環境の変化等 >	
ニュース等の報道等から協議に取り組む必要を感じた	12
行政・業界団体等からの要請	4
同業他社が協議を実施	3
自社の業績向上により、協議に応じる余裕が生まれた	1
経営層からの適正取引推進に向けた対応の指示	7
自社の販売先も協議に応じてくれたため	3
これまでも協議に応じていた	20
その他	1
< 仕入先(発注先)の行動要因 >	
仕入先(発注先)から強い要望(何度も要望)があった	14
商工会、金融機関等の支援機関とともに申入れがあった	0
その他	3

7. 「あまり協議せず」「全く協議せず」の場合の理由 [複数回答可]	
自社の業績悪化	0
想定予算内での対応が困難	0
交渉の必要性を感じない	0
自社の転嫁が出来ていない	0
取引中止や仕入先変更を検討している	0
社内体制上、交渉へ対応する人的な余力がない	0
その他	1

8. 2021年以前(価格交渉促進月間以前)と比較した場合の、直近1年間の仕入先(発注先)との価格改定に関する協議の頻度の変化 [単一回答]	
増加	16
横ばい	7
減少	0



## [主要設問・回答一覧] 発注側:価格決定方法

9. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引において2023年度に適用する単価の決定・改定について、仕入先(発注先)のコスト増加分の反映状況 [単一回答]		
コスト全般の変動	全て反映(100%)	3
	概ね反映(81-99%)	16
	一部反映(41-80%)	2
	あまり反映せず(1-40%)	1
	反映せず(0%)	1
労務費の変動	全て反映(100%)	4
	概ね反映(81-99%)	14
	一部反映(41-80%)	3
	あまり反映せず(1-40%)	1
	反映せず(0%)	1
原材料価格の変動	全て反映(100%)	3
	概ね反映(81-99%)	17
	一部反映(41-80%)	1
	あまり反映せず(1-40%)	1
	反映せず(0%)	1
エネルギー価格の変動	全て反映(100%)	3
	概ね反映(81-99%)	17
	一部反映(41-80%)	2
	あまり反映せず(1-40%)	1
	反映せず(0%)	0

10. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、コスト増加分を反映できた仕入先(発注先)の数 [単一回答]	
全ての仕入先(発注先)に反映(100%)	6
多くの仕入先(発注先)に反映(81-99%)	12
一部の仕入先(発注先)に反映(41-80%)	2
あまり反映せず(1-40%)	2
全く反映せず(0%)	0

# [主要設問・回答一覧] 発注側:価格決定方法

11. 変動コストについて、少なくとも一部を2023年度の単価に反映した場合、そうするに至った理由は何か[複数回答可]	
＜自社を取り巻く環境の変化等＞	
ニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要を感じた	9
行政・業界団体等からの要請	2
同業他社が価格転嫁を実施	7
自社の業績向上により、価格転嫁に応じる余裕が生まれた	1
経営層からの適正取引推進に向けた対応の指示	6
自社の販売先も価格転嫁に応じてくれたため	6
これまでも価格転嫁に応じていた	14
その他	1
＜仕入先(発注先)の行動要因＞	
定量的なエビデンスに基く交渉であったため	12
競合他社の値上げ動向を踏まえた価格交渉の申入れ	10
価格改定に応じなければ取引削減・撤退するとの意思表示	3
仕入先(発注先)の製品・サービスの品質が他社と差別化できている旨の説明があった	1
仕入先(発注先)から、下請法等、自社が遵守すべき法令・ルール等に関する案内があった	1
その他	1
12. 「あまり反映せず」「全く反映せず」の場合の理由 [複数回答可]	
仕入先(発注先)が定量的なエビデンスを用意しなかった	2
自社の業績悪化	1
社内で値上げの承認が得られず	0
仕入先(発注先)の値上げ理由に納得できない	0
自社の販売先からコストカットの指示があった	0
仕入先(発注先)と同業の他社が多いため	0
取引中止や仕入先変更を検討している	0
これまでも価格転嫁に応じていなかった	0
その他	2
13. 2021年以前(価格交渉促進月間以前)と比較した場合、直近1年間の 変動コスト反映状況の変化[単一回答]	
増加	16
横ばい	7
減少	0

# [主要設問・回答一覧] 発注側:原価低減要請、協賛金等

## Ⅲ. 原価低減要請、協賛金等 ※BtoB取引のある中小企業との関係

14. 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して原価低減要請を実施するにあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為 [複数回答可]	
業務効率化に関する提案	4
発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担	2
何も実施せず	1
原価低減要請は実施していない	15
その他	1

15. 原価低減要請を実施した場合、仕入先(発注先)と十分に協議し、書面により合意したか[単一回答]	
全ての仕入先(発注先)と書面により合意(100%)	3
多くの仕入先(発注先)と書面により合意(81-99%)	0
一部の仕入先(発注先)と書面により合意(41-80%)	2
書面による合意はあまり実施せず(1-40%)	2
書面による合意は実施せず(0%)	1

16. 直近1年間の仕入先(発注先)に対する不合理な原価低減要請の実施状況[単一回答]	
全ての仕入先(発注先)に不合理な原価低減を要請(100%)	0
多くの仕入先(発注先)に不合理な原価低減を要請(81-99%)	0
一部の仕入先(発注先)に不合理な原価低減を要請(41-80%)	0
不合理な原価低減要請はあまり実施せず(1-40%)	0
不合理な原価低減要請は実施せず(0%)	23

17. 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して金銭、役務等の利益提供要請を実施するにあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為 [複数回答可]	
発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担	0
何も実施せず	5
利益提供要請は実施していない	18
その他	0

18. (略)

19. 直近1年間の仕入先(発注先)に対する不当な金銭、役務等の利益提供要請の実施状況[単一回答]	
全ての仕入先(発注先)に不当な利益提供要請を実施(100%)	0
多くの仕入先(発注先)に不当な利益提供要請を実施(81-99%)	0
一部の仕入先(発注先)に不当な利益提供要請を実施(41-80%)	0
不当な利益提供要請はあまり実施せず(1-40%)	0
不当な利益提供要請は実施せず(0%)	5

20. 2016年以前(未来志向型の取引慣行に向けて策定以前)と比較して、直近1年間の不当な利益提供要請の実施状況の変化[単一回答]	
増加	0
横ばい	12
減少	9

# [主要設問・回答一覧] 発注側:支払い条件

## IV. 支払い条件

21. 仕入先(発注先)との取引に係る内容(納期、支払条件、仕様等)に契約書等の書面は、存在するか。また、当該内容を把握しているか。 [単一回答]	
存在(内容も把握)	22
存在(内容は把握せず)	0
存在しない	1
存在するか分からない	0

\*以下の設問での「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含む

22. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合、その割合[単一回答]	
全て現金払い(0%)	18
10%未満	2
10-30%未満	0
30-50%未満	1
50%以上	0
全て手形等の支払い	1

23. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合のサイト[単一回答]	
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	1
90日(3ヶ月)以内	0
120日(4ヶ月)以内	3
120日(4ヶ月)超	0

24. 現在、60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、サイトを60日以内に変更する予定があるか[単一回答]	
来年(2024年)までに60日以内に変更予定	0
時期は未定だが、60日以内に変更予定	3
60日以内に変更する予定はない	0
60日を超えるサイトの手形等はない	0

25. 2026年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定されている事を知っているか[単一回答]	
知っている	4
知らなかった	0

26. 下請代金の支払いについて、約束手形の利用廃止予定 [単一回答]	
2026年までに利用廃止予定	3
時期は未定だが、利用廃止予定	0
利用廃止に向けて検討中	0
利用廃止予定はない	0
現在、約束手形の利用はない	1

27. (略)

V. 知的財産等への対応 ※BtoB取引のある中小企業との関係

28. 直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施したか[単一回答] 取組:下記を行わない 知的財産の提供の強制、知的財産の無断使用、知的財産の対価の否定、一方的に発注者に有利な内容の契約、 不当な知的財産の帰属、知的財産の流出	
全ての企業に実施(100%)	6
多くの企業に実施(81-99%)	0
一部の企業に実施(41-80%)	1
あまり実施せず(1-40%)	0
全く実施せず(0%)	0
知的財産等を含む取引なし	16

29. (略)

VI. 働き方改革への対応 ※BtoB取引のある中小企業との関係

30. 働き方改革に関する対応の結果、仕入先(発注先)に対し、どのような影響があったか[複数回答可]	
特に影響はない	19
分からない	4
上記以外	0

31. 直近1年間で、働き方改革に関する対応により、短納期発注や急な仕様変更等を行った場合、適正なコストを負担したか[単一回答]	
全ての仕入先(発注先)について適正コストを負担(100%)	3
多くの仕入先(発注先)について適正コストを負担(81-99%)	3
一部の仕入先(発注先)について適正コストを負担(41-80%)	0
適正コストの負担はあまりしなかった(1-40%)	1
適正コストは全く負担しなかった(0%)	0
短納期発注や急な仕様変更などは行っていない	16

VII. 型取引の適正化 略

# [主要設問・回答一覧] 受注側：販売先情報／価格決定方法

## I. 販売先情報

1. 継続取引のうち、取引金額が最も大きい販売先の業種[単一回答]	
卸売業	6
パルプ・紙・紙加工品製造業	2
上記以外	5
2. 取引金額が最も大きい販売先の資本金額[単一回答]	
1,000万円以下	0
1,000万円超5,000万円以下	1
5,000万円超3億円以下	2
3億円超10億円以下	2
10億円超100億円以下	3
100億円超	5
3. 常時BtoB取引のある販売先の数[単一回答]	
1-99社	8
100-499社	4
500-999社	0
1,000社以上	1

## II. 価格決定方法 ※取引金額が最も大きい販売先との関係

4. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じたか[単一回答]		
コスト全般の変動	販売先から申し出があり協議を実施	0
	販売先から申し出があったが協議せず	0
	自社から申し出を行い協議を実施	13
	自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
	協議を行う必要なし	0
	協議を申し入れることができなかった	0
労務費の変動	販売先から申し出があり協議を実施	0
	販売先から申し出があったが協議せず	0
	自社から申し出を行い協議を実施	11
	自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
	協議を行う必要なし	1
	協議を申し入れることができなかった	1
原材料価格の変動	販売先から申し出があり協議を実施	0
	販売先から申し出があったが協議せず	0
	自社から申し出を行い協議を実施	13
	自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
	協議を行う必要なし	0
	協議を申し入れることができなかった	0
エネルギー価格の変動	販売先から申し出があり協議を実施	0
	販売先から申し出があったが協議せず	0
	自社から申し出を行い協議を実施	13
	自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
	協議を行う必要なし	0
	協議を申し入れることができなかった	0

# [主要設問・回答一覧] 受注側:価格決定方法

5. 自社から申し出を行い協議を実施した場合、販売先が協議に応じた理由は何か[複数回答可]	
＜販売先を取り巻く環境の変化等＞	
ニュース等の報道等から販売先が協議に取り組む必要を感じた	9
販売先への行政・業界団体等からの要請	1
販売先の同業他社が仕入先(発注先)と協議を実施	3
販売先の業績向上により、協議に応じる余裕が生まれた	1
販売先の経営層による適正取引推進に向けた対応の指示	3
販売先の上位の販売先も協議に応じた	1
販売先はこれまでも協議に応じていた	6
その他	1
＜自社の行動要因＞	
自社から強い要望(何度も要望)を行った	9
商工会、金融機関等の支援機関とともに協議を申入れた	0
その他	1

6. (略)

7. 2021年以前(価格交渉促進月間以前)と比較した場合の、直近1年間の販売先との価格改定に関する協議の頻度の変化[単一回答]	
増加	8
横ばい	3
減少	0

8. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況 [単一回答]		
コスト全般の変動	全て反映された(100%)	2
	概ね反映された(81-99%)	8
	一部反映された(41-80%)	3
	あまり反映されず(1-40%)	0
	反映されず(0%)	0
労務費の変動	全て反映された(100%)	2
	概ね反映された(81-99%)	7
	一部反映された(41-80%)	2
	あまり反映されず(1-40%)	1
	反映されず(0%)	1
原材料価格の変動	全て反映された(100%)	2
	概ね反映された(81-99%)	9
	一部反映された(41-80%)	2
	あまり反映されず(1-40%)	0
	反映されず(0%)	0
エネルギー価格の変動	全て反映された(100%)	2
	概ね反映された(81-99%)	9
	一部反映された(41-80%)	2
	あまり反映されず(1-40%)	0
	反映されず(0%)	0

# [主要設問・回答一覧] 受注側:価格決定方法

9. 変動コストについて、少なくとも一部が2023年度の単価に反映された場合、その理由は何か[複数回答可]	
＜販売先を取り巻く環境の変化等＞	
ニュース等の報道等から販売先が価格転嫁に取り組む必要を感じた	9
販売先への行政・業界団体等からの要請	1
販売先の同業他社が仕入先(発注先)と価格転嫁に応じている	3
販売先の業績向上により、価格転嫁に応じる余裕が生まれた	1
販売先の経営層による適正取引推進に向けた対応の指示	1
販売先の上位の販売先も価格転嫁に応じた	2
販売先はこれまでも価格転嫁に応じていた	5
その他	1
＜自社の行動要因＞	
定量的なエビデンスに基づいて交渉したため	8
競合他社の値上げ動向を踏まえた価格交渉の申入れ	6
価格改定に応じない場合の取引削減・撤退の意思表示	0
自社の製品・サービスの品質が他社と差別化できている旨を説明	0
下請法等、販売先が遵守すべき法令・ルール等を案内	0
その他	1
10. 「あまり反映されず」「反映されず」の場合の理由[複数回答可]	
定量的なエビデンスを用意できなかった	0
販売先の業績悪化	1
販売先の社内で値上げの承認が得られず	0
値上げ理由に販売先が納得できなかった	0
販売先からコストカットの指示があった	0
販売先の取引先に自社と同業の他社が多いため	0
これまでも価格転嫁に応じていなかった	0
その他	1
11. 販売先に納める主な製品・サービスの原価・コストを労務費、原材料価格、エネルギー価格、その他の費用の4つの費目に分けた場合、費目ごとの原価・コストに占める割合【各項目の合計が100%になるように回答。割合の算出が困難または不明の場合、「不明」と回答】	
＜回答企業(6社)の平均＞ ※「不明」は7社	
労務費	16%
原材料価格	45%
エネルギー価格	24%
その他の費用	15%



Ⅲ. 原価低減要請、協賛金等 ※取引金額が最も大きい販売先との関係

12. 直近1年間で、販売先から不合理な原価低減要請を受けたことがあるか[単一回答]	
受けたことがある	0
受けたことはない	13

13. (略)

14. 直近1年間で、販売先から不当な金銭、役務等の利益提供要請を受けたことがあるか[単一回答]	
受けたことがある	0
受けたことはない	13

15. (略)

16. 2016年以前(未来志向型の取引慣行に向けて策定以前)と比較して、直近1年間では、不合理な原価低減要請又は、金銭、役務その他の経済上の利益提供要請を受ける状況の変化[単一回答]	
増加	1
横ばい	4
減少	7

Ⅳ. 支払い条件 ※取引金額が最も大きい販売先との関係

\*以下の設問での「手形等」は、約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権を含む

17. 下請代金を手形等で受け取っている場合、その割合はどのくらいか[単一回答]	
全て現金払い(0%)	8
10%未満	2
10-30%未満	0
30-50%未満	0
50%以上	1
全て手形等の支払い	2

18. 下請代金を手形等で受け取っている場合、現在の方法からの変更を希望するか[単一回答]	
サイトの変更、現金への変更、ともに希望	3
サイトの変更のみ希望	0
現金への変更のみ希望	0
変更を希望しない	2

19. 下請代金を手形等で受け取っている場合、サイトはどのくらいか [単一回答]	
30日(1ヶ月)以内	0
60日(2ヶ月)以内	0
90日(3ヶ月)以内	1
120日(4ヶ月)以内	1
120日(4ヶ月)超	3

20. 直近1年間で、下請代金の受け取り方法を手形等から現金へ変更するための協議を行ったか [単一回答]	
販売先から申し出があり協議を実施	2
自社から申し出を行い協議を実施	0
自社から申し出を行ったが協議に応じず	0
協議を行う必要なし	3

21. 2026年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定されている事を知っているか [単一回答]	
知っている	5
知らなかった	0

#### V. 知的財産等への対応

22. 保有する知的財産権等について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っているか [単一回答]	
実施中	10
実施予定	0
未実施	1
知的財産等を有しているか不明	2

23. 設問22において「未実施」の理由 [複数回答可]	
実施する必要性を感じない	1
定型の契約書書式がある等の理由から販売先が協議に応じない	0
知財ガイドライン・契約書のひな形について知らなかった	0
その他	0

24. 直近1年間で、知的財産権等の取引において販売先から受けたことのある行為 [複数回答可]	
特になし	13
その他の選択肢(知的財産の無断使用、対価の否定、等)	0

Ⅵ. 働き方改革への対応

25. 直近1年間に販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、 受けた影響 [複数回答可]	
特に影響はない	11
急な仕様変更への対応の増加	0
短納期での発注の増加	1
検収の遅れ	0
支払決済処理のズレによる入金遅れ	1
従業員派遣を要請	0
発注業務の拡大・営業時間の延長	0
祝休日出勤の増加	0
その他	0

26. 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、 短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを 発注側企業(販売先)が負担したか [単一回答]	
全て販売先が負担(100%)	3
多くを販売先が負担(81-99%)	2
一部を販売先が負担(41-80%)	2
販売先はあまり負担せず(1-40%)	1
販売先は負担しなかった(0%)	3

Ⅶ. 型取引の適正化 略

## 下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2023年9月20日改定)

製紙産業は、商業印刷や新聞、出版等のグラフィック用途、段ボールや紙器、紙袋等の包装・加工用途、ティッシュ、トイレ紙等の衛生用途と、幅広い需要分野に応じて多種多様な製品を製造しており、産業活動や日常生活において不可欠な素材を供給している。日本製紙連合会の会員企業は、それぞれ多数の企業と取引関係を有しており、製紙産業の維持・発展のためには、中小企業を含む取引先と適切な取引関係を確立し、双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を改善していくことが不可欠である。このため、日本製紙連合会の会員企業は、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法という。)及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(以下、振興基準という。)等を踏まえて、これまで適正な取引に取り組んできた。

経済産業省は、2016年9月に政策パッケージとして「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表した。その中では、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押し付けることがないように徹底するため、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善が重点課題として挙げられている。2020年6月には、新たに知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止が上記政策パッケージの重点課題に追加された。2021年12月には、政府全体の取り組みとして「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が決定され、その具体化として、2022年2月に経済産業省が、価格交渉のより一層の促進、パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、約束手形の2026年までの利用廃止等を内容とする「取引適正化に向けた5つの取組」を公表している。これらの政策実現に向け、業種横断的なルールの特明確化・厳格化が同省において進められており、振興基準が2022年7月に改正されている。業種別下請ガイドラインの改定も進められ、製紙業界についても、「紙・紙加工産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下、ガイドラインという。)が同年9月に改定された。

日本製紙連合会は、振興基準及びガイドラインを踏まえ、下請事業者との取引について、以下の通り自主行動計画を策定し、会員企業による適正取引の推進に取り組む。自主行動計画の遵守状況については、定期的なフォローアップにより、確実な実行を担保する。特に、合理的な価格決定の推進、利益提供要請、働き方改革、知的財産の保護に係る改定に当たっては、下請Gメンヒアリング結果に基づく中小企業庁からの指摘を踏まえて対応する。

# 下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2023年9月20日改定)

## I. 適正取引の推進

### (1) 発注時の書面交付

会員企業は、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項を記載した書面を交付しない場合は、下請法第3条違反となることを認識し、発注時の書面交付を行う。下請法適用対象以外の取引であっても、取引条件の明確化のため、書面等の交付に努める。

### (2) 合理的な価格決定の推進

会員企業は、価格決定方法の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを踏まえ、以下の点に取り組む。

- ① 価格決定に際しては、品質、数量、原材料及びエネルギーコスト、労務費、納期の長短等について取引先と十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ② 政府の実施する価格交渉促進月間の趣旨に鑑み、取引先から価格交渉を求められた場合には、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格協議に遅滞なく応じ、当該製品のサプライチェーンを構成する他の企業にも働きかけつつ、十分な協議を実施する。また、取引先からの要請の有無にかかわらず、会員企業側から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けるよう努める。
- ③ 会員企業と取引先が協力して現場の生産性改善等に取り組む場合、コスト削減に係る双方の寄与度に応じて価格を決定することとし、受注者側の努力によるコスト削減効果を一方的に価格に反映することのないよう、十分な協議をした上で価格を決定する。
- ④ 見積時に比べ発注時のロット数が減少したにもかかわらず、見積時の予定単価を一方的に要請することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、実際の発注時の単価について、十分な協議を実施する。
- ⑤ 一括納入を前提とした単価を、多頻度小口配送の場合の単価として一方的に決定することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、配送条件が変更された場合の単価について、十分な協議を実施する。

### (3) コスト負担の適正化

会員企業は、コスト負担の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを認識し、以下の点に取り組む。

- ① 契約成立後の発注キャンセルについて、会員企業は、取引先が既に仕掛したコストの負担がある場合を勘案し、コスト負担を事前に明確にする等、ルール化に努める。
- ② 受発注に関する専用のシステムや専用帳票等の使用を求める場合は、取引先の対応コストに配慮し、使用に関し合意を得る。

### (4) 利益提供要請の際の十分な配慮

金銭、役務その他の経済上の利益を提供させて取引先の利益を不当に害することがないよう徹底する。下請法及び下請中小企業振興法の対象外の取引も含め、利益の提供を要請する場合は、あらかじめ使途、算出根拠、提供の条件等を明確にし、取引先の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。

# 下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2023年9月20日改定)

## (5)「働き方改革」への対応

会員企業は、自らの取引が起因となり取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。下請法及び下請中小企業振興法の対象外の取引も含め、取引先の生産に必要なリードタイムを十分に考慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、適正なコストを負担するよう努める。

## (6)支払条件の改善

日本製紙連合会は、約束手形の利用廃止に向け、理事会において、会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業における支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促す。

また、会員企業は、取引先の資金繰りに関心を持つよう努め、以下の点に取り組む。

- ①代金支払は発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。
- ②下請代金の支払はできる限り現金によるが、手形等(手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。)により支払う場合は、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、取引先の負担とすることがないように、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。当該協議を行う際は、会員企業と取引先の双方が具体的に検討できるよう、割引料等のコストと下請代金を分けて明示する。下請代金の手形等のサイトは、60日以内を目標として改善に努める。
- ③約束手形の2026年の利用廃止に向けて取り組む。支払側としてだけでなく受取側としても、できる限り現金払いに切り替えることを前提としつつ、電子的決算手段等、手形の代替手段が取れるよう検討を行う。約束手形の利用廃止に向けて取り組む過程で、取引先に対して一方的なコストダウンの要求等は行わない。
- ④支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取り組みを進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や下請法対象外取引においても支払いはできる限り現金によるものとする。手形等を用いる場合は、そのサイトについて60日以内とするよう努めるとともに、できる限り約束手形の利用を減らすよう努める。
- ⑤建物や大型機械の取引は、金額が大きく、かつ、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたるため、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努める。

## (7)サプライチェーンの維持に向けた取り組み

会員企業は、サプライチェーン全体の機能維持のため、以下の点に取り組む。

- ①取引先の廃業等によりサプライチェーンの維持が困難になる恐れがあることを踏まえ、事業継承の意向や状況の把握に努め、取引先と対話した上で、事業継承が円滑に遂行されるよう、経営改善支援、後継者育成、引継先のマッチング支援等に努める。
- ②天災等の緊急事態によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して、事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。また、天災等が発生した場合は、取引先に一方的な負担を押し付けることがないように留意するとともに、被災事業者との取引関係継続や優先発注に配慮する。
- ③持続可能な物流の実現に向け、荷主として責任ある主体的な取り組みの必要性を認識し、適正な運賃水準となるよう配慮する。

# 下請適正取引の推進に向けた自主行動計画(2023年9月20日改定)

## (8)フリーランスとの取引

会員企業は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(注)を踏まえた適切な取引を行う。

(注)「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)」(2021年3月26日)

## (9)取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

会員企業は、取引先が取引条件について不満や問題を抱えていないか自ら聞き取るなど、取引先が申出をしやすい環境の整備に努め、年に1回の価格交渉等の協議の申出があった場合には、これに応じる。

## (10)知的財産の保護

会員企業は、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、取引先の知的財産を取り扱う。知的財産取引の適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」(注)に基づき、取引を実施する。その際、取引条件の明確化のため、同ガイドラインで示している「契約書ひな形」を活用する。

(注)「知的財産取引の適正化について(2021年3月31日付け20210319中庁第6号)」

## II. パートナーシップ構築宣言の促進

日本製紙連合会は、理事会において会員企業の経営陣に直接働きかけることにより、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進する。

(注)2023年9月1日現在、会員企業数31社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数18社(58.1%)。会員企業のうち資本金3億円を超える企業数は17社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数は14社(82.4%)。

## III. 自主行動計画のフォローアップ

日本製紙連合会は、会員企業による自主行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップすることにより把握する。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、会員企業の取引慣行の改善を進める。

以 上

# 「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン (2023年9月20日策定)

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、紙・紙加工品業界において、「短納期発注の場合の適正なコスト負担」や「支払条件における現金化の推進」など、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が指摘された。日本製紙連合会では、「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」のうち下請Gメンの指摘事項について、遵守の徹底をはかるため、会員各社において、調達部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、調達部門のみならず社内隅々と、取引先に対して周知を行う。さらに、調査委員会傘下のワーキンググループにおいて、会員各社の各事項の実施状況について調査を実施し、その結果の検討を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

## 1. 取引対価について

### 1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

- ・合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、賃金の引上げ等が可能となるよう、十分に協議して決定されることが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請事業者と一切の協議をしないまま、目標価格又は価格帯のみを一方向的に提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案をさせ、不合理な価格低減を強要すること。
- ・あらかじめ価格を決定せずに指名契約の形で発注し、後日、下請事業者との協議を行わず一方向的に安い価格を提示し、不合理な価格低減を強要すること。

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・下請事業者に対し、必要に応じて価格交渉を申し出てほしい旨を呼びかけること。

## 2. 短納期発注について

### 1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

- ・やむを得ず短納期で発注する場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の追加コストを負担することが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・会員企業の都合により、契約時に想定していない残業、休日出勤等を下請事業者に強いような短納期発注を行う場合に、下請事業者から具体的な金額をもって追加コストの負担要請をされたにもかかわらず、一切の追加コスト負担を拒否すること。

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・短納期発注が見込まれる取引については、短納期発注が見込まれる旨及び追加コストが発生する場合には負担する用意がある旨、事前に下請事業者へ伝えること。



# 「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」徹底プラン (2023年9月20日策定)

## 3. 支払条件について

### 1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

・引き続き、現金化の取組みを強化していくことが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

・支払いサイト120日を超える約束手形のみで支払いを行い、現金払いへの切り替えや、電子的決済手段等の代替手段を検討しないこと。

#### ②各社において可能な限り実施する事項

・約束手形、一括決済方式または電子記録債権を使用する場合は、取引先と十分協議し、双方納得のうえ実施すること。

## 4. 働き方改革について

### 1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

・働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ等の不利益を与え、又は、下請事業者の働き方改革を阻害するような取引、要請を行わないことを徹底することが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

・会員企業からの発注に対応するため、下請事業者が恒常的に残業をせざるを得ない状況にある場合において、残業削減を要請されたにもかかわらず、一切の協議に応じないこと。

#### ②各社において可能な限り実施する事項

・下請事業者への発注の際、下請事業者の実情(人員や業務量等)を勘案し、残業時間の削減に配慮すること。